



東光中学校 建替検討委員会ニュース



はじめに

東光中ブロックは、東光小学校の校舎が築65年、東光中学校、堅粕小学校も築62年でいずれも築60年を超え、建替えを検討する時期を順次迎える状況です。ただし同じ中学校区の小中が同時に建替え対象となる場合は、子ども達が小学校在学中に建替えを経験した後、中学校で再び建替えとならないよう、中学校を優先することとしているため、原則として東光中の建替えから協議することになります。

一方で、3校はいずれも小規模校となっています。小規模校にはさまざまな課題もあることから、建替えを機に、今後のよりよい学校のあり方についてあわせて検討するため、「東光中学校建替検討委員会（以下「委員会」）」を設置することとなりました。

東光中ブロック全体で、将来にわたって子ども達の良好な教育環境を確保していくために、本委員会で建替えの方向性について検討していきます。

委員の構成

東光校区・堅粕校区の自治協議会及び3校のPTA役員の中からご推薦いただいた方、公民館・会館・まちづくり館の館長、各学校長、教育委員会で構成する委員で検討を進めていきます。

◇両自治協議会の役員	4名
◇各校のPTA役員	6名
◇両公民館、東光会館と 堅粕人権のまちづくり館の館長	4名
◇小学校と中学校の校長	3名
◇福岡市教育委員会	2名

第1回委員会を開催しました

日時：令和7年2月27日（木）18：30～

場所：東光会館 集会室

議題：委員会規約案及び傍聴要領案について
東光中学校の建替えの検討について
《詳細は裏面参照》

第1回委員会の協議内容、主な意見

協議内容

- ・東光中ブロック各学校の現状、学校規模適正化の方針、今後のスケジュール等について説明し、意見交換を行いました。

主な意見

- ・校区の中で町内や団体の皆さんに意見を聞きながら、検討委員会での議論を進めていきたい。
- ・現状のまま中学校の建て替えに臨むのか、中学校の敷地に小学校を統合して建てるのかということがこれからの検討課題だと思う。
- ・全部の学校を統合する場合や別々に建て替える場合など様々なパターンを想定し、メリット・デメリットを示してほしい。
- ・今の小学校・中学校の子ども達はほとんど関係ないぐらいかと思うが、今から生まれてくる子ども達のために、早く校舎を新しくしてあげたい。
- ・時代の流れや小規模校の課題を考えると統合する流れではないかと思う。
- ・保護者としては、クラス数が多い方が子ども達は和気あいあいと成長できると思う。

今後の進め方

- ・第1回委員会で意見が出た、建替えのパターンやそのメリット・デメリット等を次回の委員会（5月頃予定）で提示し、協議いただきます。
- ・協議内容は、委員の各所属団体で協議いただき、意見集約結果をもとに、委員会にて議論を進めます。

お問い合わせ先

東光中学校建替検討委員会事務局
（教育委員会学校計画課）

TEL：711-4252 FAX：733-5539

E-mail：

gakkokeikaku.BES@city.fukuoka.lg.jp

東光中ブロック各学校の児童生徒数・学級数

(R6.5.1時点、院内学級を除く)

東光中学校（築62年）

児童数：183人

学級数：8学級

（うち特別支援学級2）

東光小学校（築65年）

児童数：260人

学級数：12学級

（うち特別支援学級2）

堅粕小学校（築62年）

児童数：202人

学級数：11学級

（うち特別支援学級5）

3校ともに小規模校となっており、今後も同じような状況が続く見込みです。

学校規模適正化に関する実施方針について

○教育委員会では、子どもたちにより良い教育環境を提供するために、適正な学校規模の考え方や、小規模校や大規模校の教育課題を解決するための取り組み方などをまとめた「**福岡市立小・中学校の学校規模適正化に関する実施方針**」を策定しています。

小規模校の教育活動の特徴

子どもの数や学級数が少ない学校では、家庭的な雰囲気の中で学習ができ、一人ひとりに目が届き、きめ細やかな指導ができるという良さがありますが、学習指導や社会性の育成の面で様々な「課題」も生じます。

- ・クラス替えができず、新しい人間関係に触れる機会が少ない。
人間関係やお互いの評価・イメージが固定化しやすい。
- ・友だちの多様な考えに触れ、自分の考えを深めていくことが難しい。
- ・自分の思いを人に伝える、人との人間関係をつくるなどのコミュニケーション能力が育ちにくい。
- ・教員の配置数が少なくなり、多様な指導形態がとりにくい。
- ・集団学習の実施に制約が生じたり、クラブ活動などで十分な選択肢を提供できない。

<適正な学校規模の考え方（小学校）>

学級数	～ 11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31～
学校規模	小規模※	適正な規模													適正に準ずる範囲				過大規模		

※特別支援学級を除く。中学校は8学級以下（特別支援学級を除く）が小規模校

過大規模校
(31学級以上)

取組み手法

- 学校の分離
- 通学区域の変更
- 特別教室等の増設

小規模校
(小学校11学級以下)

取組み手法

- 学校の統合
- 通学区域の変更
- 施設一体型小中連携教育
- 合同授業の拡充

同じ行政区、同じ中学校区の中で手法を検討します